令和6年3月26日 規 則 第65号

(目的)

第1条 この申合せは、東京外国語大学スポーツ施設使用に関する取扱要項(平成15年3月28日規則第13号。)第14条の規定に基づき、東京外国語大学(以下「本学」という。)のスポーツ施設について、地域住民等に使用させる場合に必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 スポーツ施設は、その用途又は目的を妨げない限度において、別表に定める施設を 地域住民等に使用させることができる。

(使用の申込み)

第3条 地域住民等が別表のスポーツ施設を使用する場合は、スポーツ施設使用許可申請書 (第1号様式)に必要事項を記載の上、原則として許可を受けようとする日の前月の25 日までに学長に申請しなければならない。

(許可書の交付)

- 第4条 前条の申込みについて学長が差し支えないと認めたときは、スポーツ施設使用許可書(第2号様式)を交付する。
- 2 前項によりスポーツ施設の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、国立大学 法人東京外国語大学施設利用料金規程(平成16年4月1日規則第94号)第2条別表に 定める利用料金を指定する期日までに納付しなければならない。

(使用の取消)

第5条 使用者は、使用の取消をする場合は、原則使用日の3日前までに申し出なければならない。

(使用の中止)

- 第6条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を中止させることができる。
 - (1) 災害、事故その他、使用者の責によらない事由により使用できなくなったとき
 - (2) 本学において緊急に使用する必要が生じたとき
 - (3) 管理運営上、支障があると認められるとき

(原状回復)

第7条 使用者が故意又は過失によって施設、設備等を滅失し、破損し、又は汚損したときは、本学の指示に従って速やかに原状に復さなければならない。

(整理清掃)

第8条 使用者は、使用後整理清掃の上、本学職員又は本学警備員に報告し確認を受けなければならない。

(補足)

第9条 この申合せに定めるもののほか、別表のスポーツ施設の使用に際しては、本学職員 又は本学警備員の指示に従うものとする。

附則

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

別 表

施設名
屋内運動場メインアリーナ
屋内運動場サブアリーナ
テニスコート
人工芝グラウンド

国立大学法人東京外国語大学長 殿

申請者

代表者氏名 住所 電話番号 メールアドレス

副代表者氏名 住所 電話番号 メールアドレス

スポーツ施設使用許可申請書

貴学「スポーツ施設」の使用について、下記のとおり申請します。

				自	月	日	時	
使	用	期	間	至	月	日	時	
							延	時間
使	用	目	的					
使	用	人	数	人				
使	用す	るが	施 設					
	その他必	公要事	頁					

殿

国立大学法人東京外国語大学長

スポーツ施設使用許可書

月 日付願出の下記施設の使用を許可します。

使 用 施 設 名					
	自 月 日	時			
使 用 月 日	至 月 日	時			
		延時間			
使 用 目 的					
使 用 人 数	人				
使 用 料					
使 用 条 件	別紙の留意事項及び本書裏面記載の使用心得に従う こと。				

(裏面)

使 用 心 得

- 1 使用許可書は、常に責任者が携帯し、本学職員の請求に応じその都度提示しなければならない。
- 2 建物、工作物、備品等を損傷しないように十分注意すること。
- 3 構内での火気は厳禁とし、建物内は禁煙とする。
- 4 使用施設等は、常に清潔に保ち、使用目的以外に使用し、又は他へ転貸してはならない。
- 5 営業行為等は、してはならない。
- 6 許可を受けた範囲以外の場所に無断で出入りしないこと。
- 7 使用後は、すみやかに整理清掃をすること。
- 8 その他細部の事項に関しては、その都度本学職員又は本学警備員の指示に従うものとする。